

[論 説]

辛亥革命期における日本の 对中国民間外交

趙 軍

1912年2月5日、広州駐在日本総領事である瀬川淺之進は外務大臣内田康哉宛のある電報の中で、次のように報告している。

「……当地駐在諸外国領事ト軍政府ノ都督及外交部長間ニハ未タ公式ノ訪問ヲ交換スルノ機運ニ到達セサルヲ以テ各國領事中都督及外交部長ト会見シタルモノハ無之候へ共双方ノ間ニ何等用事ノ發生致候場合ニハ或ハ領事館員ヲ軍政府ニ派シ或ハ軍政府外交部員ノ領事館來訪シテ互ニ交渉事件ヲ商議スルノ道ハ相関ケ居ルカ……當領事館ト軍政府間ノ關係ハ叙上ノ通りニ有之候処当地在留本邦人ト軍政府役員間ノ關係ハ近來次第ニ親密ニ相成ル哉ノ觀有之候ニ付御参考マデ其概要ヲ左ニ記載致候。三井洋行店員ハ先日來軍器売買ノ事ヨリシテ屢々軍政府ニ出入セルヲ以テ該店員ハ外交部長及軍務部長等トモ甚タ親密ニ相成リ隨テ軍政府ノ三井洋行ニ對スル信用ハ益々增加シ来リタルノ傾アルヲ以テ当地ニ於テ旧政府時代ニ獨商ノ壟斷シ居タル武器類販売事業ハ今後其大部分ハ三井洋行ノ手ニ帰スル様可相成ト存候。台灣銀行主任ハ先般來財務部長ト往復ヲ開始シ銀行營業上ノ事紙幣整理上ノ事等ニ就テモ種々ノ諮詢ヲ受ケタル由ニ有之候処台灣銀行主任ハ之ニ對シ懇々ニ説明ヲ与ヘタル等ノ事情アリシ為メ軍政府ノ財務當局者ハ近來屢々台灣銀行ニ來訪シ両者ノ關係モ近來日ヲ逐テ良好ニ赴ク様相見ヘ候。前廣東講武堂紹教習細野中佐ハ今回ノ事變後引続キ我參謀本部駐在員トシテ當地ニ在勤相成居候処軍政府ノ師團長旅團長軍務部長參謀部長等ハ何レモ我陸軍士官學校卒業生ニシテ其部下ノ武官等モ亦當地ノ講武堂ニ在リテ日本陸軍教習ノ薰陶ヲ受ケタルモノ多數ヲ占ムルカ故ニ今日ニ於ケル軍

事上ノ事ニ関シテハ内々同中佐ノ指導ヲ受ケ居ルヲ以テ同中佐ト広東ノ軍事当局者間ニハ今尚オ頗ル密接ナル関係ヲ保持セルモノニ有之候。其他当地ニ於テ日本館ト称スル旅館及料理店ヲ営業セル松岡好一ナルモノハ十余年前ヨリ當國ノ各有志者ト結交セル關係上今日ノ外交部長陳少白ノ如キモ亦同人ノ知友ナルヲ以テ先般來陳少白ハ軍政府中ノ有力者ナル民政部長黎國廉警務部長陳景華（當時、實際警察府長—引用者）等ヲ誘ヒ日本館ニ來遊シ妓ヲ聘シ酒ヲ命シ松岡並ニ他ノ日本人モ之ニ同席シテ歡興ヲ尽シタルコト毎々有之由ニ候。右ノ次第ナルヲ以テ小官ハ未タ枢要ノ地位ニ在ル軍政府役員等トハ面会ノ機會ヲ得サルモ当地在留人ト軍政府役員間ノ交際ハ却テ旧政府時代ヨリハ親密ニ相成居隨テ商業上及其他ノ關係上ニ於テ当地ニ在ル本邦人ハ他ノ諸外国人ニ優越セル便宜ノ地位ヲ占ムル……」⁽¹⁾。

広東地域だけの状況に触れた電報だが、辛亥革命期、革命政権が樹立された中国南方各地に広く発生していたある現象を克明に紹介した文面でもあった。つまり、当時、予備役・退役軍人から商人・教職者ないし定職のない大陸浪人（支那浪人ともいう）まで、多くの日本人が積極的に中国の革命運動に関与し、しかも自分たちの活動を意識的に日本の「国益」と結びつけようとした実態に対する紹介であった。こうした活動は政府ルート以外の非政府外交として辛亥革命期における日本の対中国外交の重要な一翼となり、のちに、一部の当事者がそれを「民間外交」と称し自慢していた。本稿は外務省外交資料館に保存されている資料を中心として、この時期における「民間外交」の主な内容・特徴及びこれらの活動と外務省主導下の正規外交チャンネルとの間の相互作用・制約関係について、若干の分析を加え、検討してみたい。

一、民間声援団体の設立と世論喚起運動

1911年初め、中国国内革命の機運が成熟するにつれて、数年前ないし十数年前から孫文等の革命運動に支援と援護を提供してきた日本人の民間人たちは、早くも革

(1) 在広東総領事瀬川淺之進より外務大臣内田康哉宛の電報、明治45年2月5日、機密第7号。外務省外交資料館資料1-6-1 47「清国革命動乱ノ際帝国政府ニ対スル官軍両軍ノ態度並ニ誤解一件」。

命運動の到来を敏感に読みとり、組織活動と世論声援活動をこれまでより積極的な姿勢で展開し始めた。

辛亥革命前夜に登場した団体の中では、1911年1月に設立された「亞細亞義会」の存在が注目に値する。同会の主なメンバーは、犬養毅、頭山満、大原武慶、河野広中、中野常太郎、山田喜之助、青柳勝敏などの人々であり、政治家・実業家・軍人・大陸浪人など中国情勢に关心を持っている各階層の人々をほぼ網羅していた。同会の目指した目標について、その「設立主旨」にはこう書かれていた。「我亞細亞義会所心目者，何乎？曰在欲同氣相求，同洲相助，以正其德，利其用，厚其生，而遂至一濟亞洲之亂離，永樂世界之昇平也。……夫一身之事，一身修之，一家之事，一家齊之，一國之事，一國治之，一洲之事，一洲理之，而天下之事，天下與俱平之，謂之應天命盡人事之大原則。是故遵斯原則者興，背斯原則者亡，昭昭不可誣。試看歐羅巴人能遵斯原則，故憑此以理歐洲。美利堅人能遵斯原則，故憑此以理美洲。独我亞洲人不然，濫背斯原則，甚怠其天職，拋棄地權，放散人和，久忘所以為宇內特絕洲中之人者，可勝浩歎哉。……吾人設立亞細亞義会者，實見此理深且熟，而仲仲之憊欲止不能之所致。畢生以欲使斯一大福音傳播於薄海窮地也。寄語於世之仁人義士，公等視我洲今日之陸沉業既如彼，敢自以為非所與知乎？敢無悟空其天職乎？敢無慙謙遜退遑過其度乎？……嗚呼，事也正，勢也順，時也宜，機也到，起矣！我洲之仁人志士，宜速糾合同志，呼應提携，趣之實行。……」⁽²⁾。中国人や朝鮮人の「仁人義士」の注目を惹いて、同会の趣旨を深く理解させるために、この「設立主旨」は漢文で作成され、しかも内容的にもアジア全体の没落に衷心から感嘆する気持ちを打ち出して、その共鳴を求めようとした。しかし、内容的には伝統儒学の「修身・齊家・治国・平天下」の理念を引用する以外、特にアジア諸国の「仁人義士」はなぜ「糾合同志、呼應提携、趣之實行」をしなければならないかという理由は、政治理論と動機として提示されていなかった。その原因はおそらく亞細亞義会の主要メンバーたちはもともと政治見解が多岐にわたり、ほとんどの者はただ革命運動到来の前夜に差し掛かって、中国の革命家になにかエールを送らなければ良く

(2) 「亞細亞義会設立主旨」、『大東』雑誌第四年壹号（明治44年1月1日）。外務省外交資料館資料1-3-1 24「亞細亞義会関係雑纂」。原文は漢文、句読点は引用者が付けたもの。

ないという一点で認識が一致していることがあるであろう。いわゆる「修身・齊家・治国・平天下」の論理は、彼等が応援対象との間に予め設定した最小の公倍数のようなものに過ぎないと見えよう。

さらに、今後の活動に関して、亞細亞義会の「事業順序」によれば、「第一、本会ノ事業トシテ亞細亞各邦ノ進運ヲ扶植スル為メ左ノ事項ヲ講究ス、宗教、教育、経済、地理、殖民、国交、政治、軍事。第二、本会研究ノ結果ハ雑誌ヲ以テ之ヲ公ニス。第三、本会ハ清国、暹羅、印度、波斯、阿富汗斯坦、土耳其、等其他枢要ノ地方ニ漸次支部ヲ設置ス。第四、本会ハ実地視察ノ為メ会員ヲ亞細亞各邦ニ派遣ス」となっている⁽³⁾。この行動計画から見れば、亞細亞義会のいわゆる「事業内容」は特に政治・外交活動に重点を置くのではなく、ほとんどすべての分野を視野に入れて考えているようである。しかし、設立時の活動内容は、ただアジア事情の研究と視察、それにアジア諸国における宣伝・連絡機関の設置に限定されており、同会のメンバーたちはなにか行動を起こそうとしたが、なにを起こせばよいかについてはまだ判断しかねるという困惑を表していた。

武昌蜂起が勃発後、中国国内の政治情勢は急展開を見せ、日本の民間人たちもすぐに中国革命運動との結合点を見いだした。

1911年10月17日、頭山満・三浦梧樓・内田良平・宮崎滔天・鈴木天眼ら大陸浪人二百人余りは日比谷公園で「浪人会」大会を開き、中国の革命運動に対して取るべき態度について、「一去一就を苟もせず、我が國をして厳正中立、大局の砥柱となりて以て内外支持の機宜を誤らざらしめん」という決議を採択し、日本政府に呈示した⁽⁴⁾。浪人会は福岡県以外の玄洋社社員が中心となって1908年に設立された右翼団体であり、組織面では閑散なるクラブ活動の形を取っていたという⁽⁵⁾。大正デモクラシー以後、浪人会は次第に民権反対・国権伸張の右翼的活動を強化していくが、辛亥革命当時の「厳正中立」主張の鋒先は、むしろ山県有朋など軍部首脳部が計画していた中国革命運動への武力干渉に向かっていた。

(3) 「亞細亞義会事業順序」、『大東』雑誌第四年壱号（明治44年1月1日）。外務省外交資料館資料1-3-1 24「亞細亞義会関係雑纂」。

(4) 近藤秀樹編「宮崎滔天年譜」、『宮崎滔天全集』第五巻、平凡社昭和51年、701頁。

(5) 堀幸雄『右翼辞典』三嶺書房1991年、156頁。

11月上旬、内田良平・小川平吉の主唱で、頭山満・古島一雄・宮崎滔天・美和作次郎らがまた東京で「有隣会」を組織し、諸派の大陸浪人を統括し、共同で辛亥革命支援運動を展開しようとした。同会の趣旨は「一、事務所を設け統一的運動を開始、二、同志を中国に派遣し革命軍と連絡、三、当局者及び民間有志者との疎通」⁽⁶⁾となっており、その具体的な活動は、宮崎滔天・伊東知也・尾崎行昌らの中中国派遣、6名の医師と10名の看護婦からなる医療チームの革命戦争の現地への派遣などが挙げられる。医療チームの所用経費は、すべて孫文の親友である梅屋庄吉によって提供された。また、同会は革命軍代表の何天炯の要請に応じて、40万円で広島陸軍被服支廠から「古品厚毛布」1000枚を購入して、革命軍への慰労品として中国へ持参したという⁽⁷⁾。長期的な計画として、有隣会は北京・天津・上海・南京・武昌・福州・廣東・香港などの各地で支部を設立することを考えており、そのための予算も組み立てたらしい⁽⁸⁾。

12月下旬、頭山満・河野広中・杉田定一・根津一・小川平吉らはまた「善隣同志会」を設立し、浪人会と同様に、「吾人顧善隣之誼，照其國利民福，熱誠以禱革命軍速貫徹其目的，且望列國之善鑑時局之情勢，無出如政体干渉之謬舉矣」という中国革命運動への武力干渉を反対する決議を採択した⁽⁹⁾。

善隣同志会の活動の目的は、主に「大いに国論を喚起して南方革命派に声援を与へるに務め」⁽¹⁰⁾ることにあるといわれているが、実際に確認できる活動は、東京・大阪で講演会を行い、社会世論を中国革命応援の方向へ傾かせることと、中華民国臨時政府が設立後、頭山満ら5名同会代表の名義で大總統孫文と閣僚全員に祝賀の書簡を送ったことなどである⁽¹¹⁾。

亞細亞義会と同様、善隣同志会も漢文で書いた「宣言」を採択し、中国の歴史的変遷から中国の政治情勢と同会の活動目的を開陳した。

「天之聰明，自我民之聰明，天之明畏，自我民之明威，又曰，允執其中，四海困

(6) 近藤秀樹編「宮崎滔天年譜」、『宮崎滔天全集』第五巻、701頁。

(7) 「部品売買契約書」、岡義武編『小川平吉関係文書』(2)みすず書房1973年、64頁。

(8) 同上、63頁。

(9) 善隣同志会「決議」、『小川平吉関係文書』(2)、62頁。

(10) 黒龍會『東亜先覺志士記伝』中巻、原書房昭和41年、481頁。

(11) 『小川平吉関係文書』(2)、65頁。

窮天祿永終，經典昭昭，百世以下煥煥煌煌。……故洪範曰，皇立其極，無偏無陂，王道蕩蕩，大哉言也，是支那帝王統治天下之根則，而遵之者昌，違之者亡。……清國之建国，其政治組織，強以滿漢箇制為則，自初有偏有陂，與王道之旨不相容，康熙乾隆之大賢，而尚且不免為霸術之政，蓋以寡御衆，勢出不得止者乎，其曆數之不久，早晚遭到革命之運，識者夙所洞鑑也，以是中葉以降，紀綱漸弛，弊政百出，今也六府三事之運行，總調節失和，民力凋殘，四海困窮，今回革命軍起，一拳武昌陷，再舉南京降，不出六旬日而天下翕然響應，是豈天之明畏之不表我民之明威者而何也，革命軍之起豈得止乎，吾人自初非有滿漢親疎之別，由人道要義，和親敦睦齊玉帛相交通耳，然滿朝德衰，天意應革命軍，嗟往年太平天国之亂，楚才起蕩平之，而今反為之革命軍枢軸，世人看此情形，果在如何感，吾人據公平見地鑑民心歸向，茲以滿腔之同情，至革命軍，速遂其目的，公明正大之新政，以振作世道人心，丕達成新立國興隆之偉業，而共俱提携以保東洋之平和，不堪切切翹望之至也」⁽¹²⁾。

上述した对中国諸団体のメンバーは複数の団体に跨っていた者が多く、中国問題に関する認識では、彼らの大半は僅か一・二ヶ月の内にうつて変わった変化を遂げる可能性は少ない。しかし、亜細亜義会の「設立主旨」と比べると、善隣同志会の「宣言」は中国古代儒教典籍に見られる理想国家のあるべき姿から議論を展開し、清朝政府の執った民族差別、霸術崇拜及び弊政多発、民衆困窮の政策と状況は「王道」に反する措置であると批判し、辛亥革命運動勃発の正当性を論じた堂々たる革命運動声援文となった。特に太平天国期と辛亥革命期における湖北・湖南人の姿勢の変化に対する分析は、清朝政府の敗亡は実に自業自得であることと読者を説得する力が強い。この宣言を通して、同会に参加した民間人らが中国革命機運の成熟を確認できたときの興奮、更に中国の革命運動の勃発と自分たちがこれから取る行動のために理論的根拠を見出そうとした熱意が窺える。しかし、宮崎滔天を中心とした数人の「自由民権主義派」大陸浪人以外、頭山満など「國権主義派」に属するほとんどの大陸浪人の辛亥革命に対する理解は、依然として伝統的儒学思想に宣伝された王朝革命の範囲を超えていなかった。

同じ時期に現れた民間団体の中に、また、池亭吉が中心で作った「親中義会」があり、そのメンバーには、法学博士中村進午、海軍大佐太田三次郎、陸軍大佐内藤

(12) 善隣同志会「宣言」，《小川平吉関係文書》(2)，62頁。

正良、東京赤坂警察署長本堂平四郎らが含まれているという⁽¹³⁾。

応援団体を設立させる以外、宮崎滔天、内田良平、池亭吉及び平山周らはまた新聞や雑誌に辛亥革命及び中国革命党員の活動を紹介する文章などを発表し、日本の世論を革命運動同情の方向へと誘導しようとした。

武昌蜂起前後、宮崎滔天は新聞に次々と「清國革命軍談」「孫逸仙は一代の大人物」などの文章を執筆し、これまで一部の人にしか知られていない孫文と興中会の活動を日本人の読者に紹介した。孫文の人柄に関して、滔天は、「孫逸仙は一代の大人物である。悲しい哉、現代の我日本には朝野を通じて彼に比すべきの人物がない。其學問、其識見、其抱負、其胆力、其忠誠、其ノ操守何れの点に於ても、彼は現代の日本人の何人よりも傑れて居る。只十余年一日如く苦節を全うしたる点に於て犬養木堂〔毅〕の彼に比すべきあるのみである。若し後世の歴史家が成語を以て彼を評すれば、其仁は天の如く其智は地の如しとでもいふだらうと思ふ」と述べ、最高級の言葉を用いて中国革命のリーダーとしての孫文の素質を絶賛した⁽¹⁴⁾。

内田良平も1911年11月に「支那改造論」「支那革命調停案」の二文を書き、辛亥革命の持つ意義と影響を分析した。「支那改造論」において、彼は、「支那の革命は、第二十世紀における世界変局の最とも大なるものなり。第十八世紀に於ける仏国の革命は欧州大陸の変局を促したると等しく。支那の革命は、亞細亞諸邦の変局を促し、其結果、世界機運の消長に影響すること少小ならざるべし」と述べ、世界的視野でこの革命運動を把握すべきであると提言した⁽¹⁵⁾。また、彼は、「革命は、支那の国性なり、支那の天下は、革命の天下なり。支那帝国が、今日亞細亞大陸の上流を占め、古羅馬帝国の如き大領土を擁し、四千年の歴史を有し、四億の民衆を有し、猶能く世界に存立する所以のものは、他なし、国民の革命の精神ありしを以てなり、支那にして、国民の革命ながらしめん乎、支那帝国は、古の羅馬、印度、埃及、波斯と同じく亡国の運命に陥りしめるべし」と中国革命の由来を分析し⁽¹⁶⁾、「今回

(13) 「上海駐在総領事有吉明より外務大臣内田宛」（明治44年12月7日）機密第一〇四号。
外務省外交資料館資料5-3-2 102「清國革命軍ニ対スル本邦人ノ助勢一件」明治44年11月-45年2月。

(14) 『宮崎滔天全集』第1巻、平凡社昭和46年、504頁。

(15) 「支那改造論」、『内外時事月函』1911年12月号、3頁。

(16) 同上、12頁。

の革命動乱に至ては義和団のごとく、一時突発的の乱に非ずして永久的継続の性質を帯びる国民的革命」であると、この革命運動が持っている新しい意義を強調した⁽¹⁷⁾。

宮崎滔天や内田良平のような日本の民間人による中国革命に対する説明と宣伝は、隣国中国で勃発された政治大変動がもたらした日本一般国民の不安心理の鎮静化に対して、それなりの有益な働きを發揮したと考えられる。同時にこのような宣伝は、言論面で軍部が企んでいた中国革命への武装干渉計画を牽制しようとした意図もあったと考えられる。

日本国内に現れたこれらの对中国民間団体に対して、孫文は、中国革命党员の日本での活動および中国国内の革命情勢に対して、良い影響を与えるだろうという角度から関心を持ち、屡々称賛のメッセージを送った。例えば、彼はかつて宮崎滔天や宗方小太郎らに手紙を送って、「東亜義会」メンバーたちの努力で日本政府の「中国に対する政策」が「転換」されることに期待し、さらに「寺内（正毅）陸相、陸軍将校及民間人士、既如此表同情於支那革命之拳、則吾事可無憂矣」⁽¹⁸⁾と、彼らの活動が中国革命にとってきっと有利的な要因として働いてくれるという判断を下した。孫文の目的は言うまでもなく、民間人中心の日本人応援団体の活動を通して、中国革命党员の日本での活動基盤の拡大と日本政府の对中国政策の転換の促進を図ろうとすることにあるのである。しかし、当時の革命党内部でも、大陸浪人を中心として作られたこうした組織の本当の目的に対して、懐疑的な目ざしで見ていた者もいた。香港で発行されていた『中国日報』には、ロシア紙『スラブ報』の新聞記事の内容を引用して、「日本人設立スル所ノ亞細亞会ナルモノハ、其表面ハ則チ商業ヲ拡張スルノ趣意ニ在ルガ如クナレモ、実ハ齊々哈爾、吉林、奉天、北京、比律賓群島及印度支那等ニ支会ヲ分設セントスルモノニシテ然カモ其實情ヲ察スルニ確ニ一種秩序有リ団体有ルノ間諜事業タリ。日本參謀本部ノ贊助スル所トナリ、毎年三十万円ノ補助金ヲ得ルノミナラズ機密費ノ項目ノ下ニ五十万円ヲ支給セラレ居レリ。該会ノ各經理人ニ至リテハ殆ンド、參謀本部ト密接ノ關係ヲ有スルモノニシテ、或ハ即チ該部員ヨリ補任セラレタルモノアリ。蓋シ一面敵情ヲ偵察スルト共

(17) 「支那改造論」、『内外時事月函』、11頁。

(18) 『孫中山全集』第一卷、520、512頁。

ニ一面即チ軍隊輸送ヲ謀ルモノナリ云々」⁽¹⁹⁾と述べ、亞細亞会などは間諜的組織かも知れないと指摘し、革命党員の警戒心を促した。

筆者は現時点まで入手した資料に限って見れば、亞細亞義会に対する『中国日報』の告発はおそらく成り立たないだろうと考えている。しかし、亞細亞義会を含む对中国民間団体がこの時期に続々と現れてきて、中国国内の革命運動への応援姿勢を打ち出した裏には、若干の私心や不純の考えがなかったというのは事実ではないと思われる。むしろこのような姿勢は日本のいわゆる「国益」と一致している或いは一致すると思われているから、初めて取っていたと言っても過言ではないだろう。やはり亞細亞義会を例として見てみよう。同団体の機関誌『大東』1911年1月号の「無縫塔」というコラムには、編集者の立場から書かれた次のような一文があった。「昨年は日韓併合して事實上我日本は大陸に頭部を出しぬ是より邦民の胆力勇斷を要す。……所謂歴史は操返すものなれば現下の西力東漸も遂には古の東力西漸に復するは事實也。太陽は東方に出て、世界を照破す以て其公平無私天下に比なし我日本國も亦如是き乎。我邦元来王道を以て立ち王者の政を行ふ而かも主權者は神孫そのくに正直にして情に泣き清簾に貴ぶ。世界是の如き國と主權者と國民を有する火あるや吾人は断じて無しと断言して不憚也。日本の事實上に宇内に号令は未だしと雖も理想に於いては既に王道を以て立つは事實也。天下挙げて霸者の時代虎狼吞噬の世なり之を救ふは抑も誰れの任ぞ邦民奮効努力せよ。大丈夫の天下に事を為す唯、正々堂々身ら欺かざる真骨頭を有し宇宙に独立独歩せよ」⁽²⁰⁾。この類の傍若無人の口振りで日本の国体・文化および国民が生まれながら優れていて、世界万邦を征服・統治すべきと吹聴する「國權主義」または「大日本主義」のような理念は、明治後期以来次第に形成された保守・右翼的勢力の一貫した主張であり、多くの大陸浪人・日本軍人らが中国革命運動に身を投じる主な目的でもあった。決して偶然ではないが、

(19) 「日本亞細亞義会ノ陰謀」，在香港總領事代理船津辰一郎より臨時兼任外務大臣伯爵林董宛書簡（明治四十四年九月九日）の附録。外交資料館資料1-3-1 24「亞細亞義会関係雑纂」明治44年1月 - 同年9月。なお、この時期『中国日報』の主筆は謝英伯であった。

(20) 「無縫塔」『大東』雑誌第四年壱号（明治44年1月1日）。外交資料館資料1-3-1 24「亞細亞義会関係雑纂」。

吉田鞆明が『巨人頭山満翁は語る』という本の中で頭山満を例として次のように総括したことがある。即ち、「翁（頭山満を指す）の大陸政策は五十年来一貫して居る。吾が日本が東洋の盟主として隣邦と互助聯環東亜全体を日本の皇道に化せしむること。東洋を打って一丸とせる皇道樂土を建設しやうと云ふのが、翁の理想のやうだ。所謂皇亜細亜の建設が理想である。進んで皇世界の建設である」⁽²¹⁾と。言い換えれば、頭山満らが中国革命に関与した目的は中国の革命運動そのものにあらず、これを機に革命運動を利用したり、影響を与えていたりすることにあった。それが実現できれば、中国の革命運動を日本に有利な方向へ転じさせることもできるかも知れないという予測にあったと言えよう。中国革命運動に関与する目的があくまで日本の「国益」であることは彼らの活動を考察する際の要である。この視点から見れば、これらの日本の「国益」の向上を目的にした國權主義者たちがいったん孫文らの革命運動を通して既定目標の実現が不可能と悟ったとき、彼らの中国革命に対する態度がすぐにも無愛想的になり、百八十度の大転換を遂げた者が現れたことも頷けるであろう。例えば1912年8月、これまで浪人会、亜細亜義会などに所属していた多くのメンバーは統いて「対支同志聯合会」という団体を作り、その「趣旨書」に、「開國進取ノ國是ニ拠テ東亜ノ文化ヲ扶植シ、世界ノ平和ニ貢献スルハ國家ノ大計ニシテ帝國ノ天職トスル所ナリ。帝國ガ三十七八年（1904-1905—引用者）露國ヲ膺懲シタルモ、四十三年韓國ヲ併合シタルモ、一トシテ開國進取ノ國是ヲ遂行シタルニアラザルハ無シ。而シテ支那ハ動乱ノ結果國運衰頽シテ統一ノ実ヲ失ヒシニ際シ、露國ハ外蒙古ヲ経略シテ其勢力ヲ逞ウシ、英國ハ西藏ヲ操縦シテ其地歩ヲ占メ、東亜ノ均勢將ニ破壊セラレントス。是レ豈帝國ガ袖手傍観スペキノ秋ナランヤ。此時ニ当リ帝國ガ當ニ執ルベキ主義方針ハ開國進取ノ國是ヲ恢弘シテ大陸政策ヲ確定シ列國ノ均勢ヲ支持スルト同時ニ支那ヲ土崩瓦解ヨリ救ヒ以テ東亜ノ平和ヲ担保スルニ在リ。而シテ東亜ノ平和ヲ担保スルハ主トシテ滿蒙問題ノ根本的解決ヲ圖ルニ在ルノミ。……吾人ハ今日ヲ以テ滿蒙問題解決ノ時機ナリト信ジ國論ノ帰一ヲ圖リ進テ政府ノ決行ヲ促サントシ茲ニ對支團体ヲ糾合シテ對支同志聯合会ヲ組織ス。同感同志ノ士恵然トシテ來會シ奮テ血誠ヲ君國ニ披瀝セラレンコドヲ……」と公然と宣言した⁽²²⁾。辛亥革命の勃発からこの時点までまだ一年足らずのうちに、大陸浪

(21) 吉田鞆明『巨人頭山満翁は語る』感山荘、1939年、341頁。

人らの中国問題に対する関心はすでに、南方の革命党を援助すべきか、それとも北方の保守的政府を援助すべきかという議論から、中国の政局に如何なる変動があつても日本の在中国権益を最大限の努力で守らなければならないことに移行してしまつたのである。しかも、彼らの中国問題に関する注意力はもっぱらいわゆる「満蒙問題ノ根本的解決」即ち中国の東北地域と内モンゴル一帯を完全に日本の掌握下に置くことの一点に集中していて、孫文らの成功や挫折などは既に視野から消えてしまった。

しかし、上記の背景があつても、一部の日本人民間人や政治家・実業家などは寄付したり、新聞などで支持の態度を表明したりすることにより、隣邦中国の革命運動に財政上または道義上の援助を与えたことは否定できない事実である。例えば、長崎県知事安藤謙介は1911年12月11日付外務省に提出した報告書には、長崎市で発行された『東洋日の出新聞』社長、代議士の鈴木力は「当港居留清国人力革命軍資金募集ノ拳ニ賛成シ」、同月9日に中国革命党宛に「輕少ナカラ金百圓寄贈ス軍資金ニ加ヘ送付乞フ、革命軍ノ成功ヲ祈ル」という電報を備えて寄付をしたという⁽²³⁾。これらの日本民間からの援助に対して、中国側の世論と一般民衆はほとんど好意的な評価を下した。たとえ大陸浪人や軍部または一部の企業・財閥などが行った何か下心を持っているかも知れない援助や支援に対しても、総じて南方側の好感を買ったようである。広州駐在総領事の瀬川が1912年2月3日外務大臣に打電して、「近来、本邦有志者並ニ資本家中、革政府ニ同情ヨ寄セ、政治及財政ノ援助ヲ与ヘツツアルコトニ関スル諸般ノ情報、数日來当地新聞紙上ニ掲載セラレ、且此程三井ヨリ関東軍政府ニ軍銃ヲ売却シタル等ノコトアリシ為、軍政府側ノ人ハ、俄ニ本邦人ニ信頼スル傾向ヲ生シ随テ一般人民ノ本邦人ニ対スル感情ハ甚良好ナル観アリ」⁽²⁴⁾と述べたことは、このような事実の一側面と言えよう。

(22) 対支同志聯合会『旨趣書及規約書 満蒙問題理由書』非売品小冊子。

(23) 日本人ノ革命軍資金寄贈ニ關スル件（明治44年12月14日接受），5-3-2 102
「清国革命軍ニ対スル本邦人ノ助勢一件」。

(24) 在広州総領事瀬川より内田外務大臣宛（明治45年2月3日），1-6-1 47「清国革命動乱ノ際帝国政府ニ対スル官革両軍ノ態度並ニ誤解一件」。

二、中国革命運動への直接的関与

武昌蜂起の勃発から中華民国南京臨時政府の設立までの間、多くの日本人は続々と武漢、南京、上海など革命戦争の最前線または中心都市に赴き、中国の革命運動に直接的・間接的に参加・関与した。この期間中国革命党員をめぐって蠢動している日本人および他の諸外国人の動向について、南京駐在領事の鈴木栄作は外務大臣宛の電報の中に、「今回ノ革命軍ハ陸軍側ヨリ爆発セルヲ以テ、各地陸軍学堂ニ教習タリシ邦人ハ、概シテ革命軍ニ好意ヲ表シ内々補助便宜ヲ与ヘント企テタルモノ多ク、今日ト雖モ革命軍将校ハ陸海軍トモ之等ノ邦人ニ付テ編成策戦其他アラユル問題ニ付テ来リテ指教ヲ仰キツツアル有様ナルカ。之ト同時ニ、從来孫逸仙及黃興等ト屢々行動ヲ共ニシタル宮崎〔滔天〕、末永〔節〕ノ一派及尾崎行昌、伊藤銀月、山田純三郎、池亨吉等ハ、何レモ孫ニ扈従シ何等カ地位ヲ得ント企テ、又ハ運動ニ携ハラントシツツアリ、当地ヘモ一二回来リタルコトアルモ多クハ上海ニ引返シ、犬養〔毅〕、頭山〔満〕等ノ下ニアリ、現今ハ、池亨吉カ孫ノ秘書官トシテ又萱野長知カ黃興ノ秘書官トシテ兩人当地ニ滯在スルノミ、……。此外、宋教仁ニ対シテ社会主義者北豊次郎同様ニ秘書役ヲ勤メツツアリ。近時、又犬養毅及寺尾〔亭〕、副島〔義一〕ノ両博士ヲ法制顧問ニ阪谷〔芳郎〕、原口〔要〕ノ両博士ヲ財政顧問ニ任シ、寺尾、副島ノ両氏ハ既ニ今月十六日当地ニ来リ、昨十七日總統府内ノ宿舎ニ入ルヤ、寺尾博士ノ談ニヨレバ新聞ノ伝フルカ如ク、余ハ公然革命軍ノ顧問官ニ任命セラレタルニ非ズ、単ニ個人トシテ当地ニ來遊セルノミニシテ、未タ契約書ノ如キヲ作成シ、特定ノ任務ヲ与ヘラレタルモノニ非ズ云々。思フニ今後モ尚宮崎一派及他ノ革命関係邦人ノ多クハ、顧問・秘書等ノ名義ニテ続々革命軍ニ投入セシモ其ノ為ス所ハ、結局所謂顧問以上ニ出ル能ハサルベシ。外国人側ニ在リテハ、目下ホーマーリー一人來寧中ナルモ、孫等トハ往来密接ナラズ、孫等モ亦日本ニ対スル関係ヨリホーマーリーニ接近スルヲ避ケツツアルカ如キ傾アリ」⁽²⁵⁾と報告したこと

(25) 南京駐在鈴木栄作領事より内田外務大臣宛（明治45年1月18日），1-6-1 50第1巻 「清国革命動乱ノ際ニ於ケル各省独立宣言並中華民国仮政府承認請求一件」。なお、この引用文、本来句読点無し、〔 〕の中の氏名が引用者が追加。

がある。情報源が不明で、記述も多少正確ではない箇所はあったが、武昌蜂起から南京臨時政府の設立までの中国で活躍していた日本人「民間人」らの活動状況と彼らが中国革命党員との関係を概略的且つ全面的に説明した電文と言えよう。これらの日本人「民間人」の活動に関して、本論は、①予備役および退役軍人（中国各地の軍事学堂の「教習」らを含む）、②大陸浪人、③政治家・学者などいわゆる「有名人」、という三つのグループに分けて考察を加えたい。

まず、旧軍人グループの行動を見てみよう。日本側の軍人や旧軍人たちが革命軍に加えて清朝政権の政府軍と対戦していることについて、漢口駐在総領事松村貞雄がいち早く1911年11月19日外務大臣内田宛の電報で報告を行った。「武昌革命軍ノ事ヲ起シテヨリ、多数ノ日本人之レニ関シツ、アリテ、一般地方土民等ハ、之ヲ以テ直チニ、日本ガ革命軍ニ帮助ヲ与ヘルモノナリトナシ、頗ル歓喜ノ傾向ヲ有シ居ル有様ニ有之候。思ウニ、右邦人ノ帮助ハ、今般事ヲ起セル黃興一派ノ党員ガ殆んど日本留学生出身者ヲ以テナレルヨリ、従ツテ、邦人トノ関係浅カラザルモノアルヨリ来リタルモノナルベシト被存候。而シテ、邦人ニシテ武昌及漢陽両地ノ革命軍中ニ在ルモノハ、今日ノ処、其数既ニ約二十名ニ達シ、尚ホ続々增加スペキノ傾向有之候処。……（中略）三四ノ予後備役ノ将卒其他ヨリナル一派ハ、革命ノ成功ヲ以テ其終局ノ目的トシ、将校士卒ハ共ニ実際戦陣ノ面ニ立ツモノニシテ、革命軍ノ枢機ニ参シツ、アリ。現ニ十六日夜十一時、当地租界下流江岸停車場江岸ニアル官軍ノ砲列ニ対シ、奇襲ヲ試ミタル際、其ノ部下ニ属セル石間某ハ、退却ノ途中流弾ニ当リテ即死シ遺骸ハ革命軍本部ニ於テ丁重ナル火葬ニ附シタリト云々。又其翌日即チ本月十七日、黃興ノ率タル一隊ガ漢水上流ヲ渡過シ官軍ノ側面ニ迂回突撃ヲ試ミタルノ際ニモ、多数ノ邦人亦其部下ニ属シテ直接指揮ノ任ニ当タリタリト云々」⁽²⁶⁾と。

これらの日本軍人、旧軍人らはもともと訓練されており、その一部は軍事教官の身分をも持っているので、戦場に臨んでいた彼らは、戦術面でアドバイスを与えたたり、最前線に赴き、作戦を指揮したりする際、基礎訓練と実戦の経験とともに欠けて

(26) 漢口駐在総領事松村より外務大臣内田宛（明治44年11月19日），第五九五号，5-3-2 102「清国革命軍ニ対スル本邦人ノ助勢一件」。なお、この引用文、本来句読点無し。

いる革命軍にとっては重宝的な存在であることは言うまでもない。漢陽前線から日本に帰ってきた中村喜太郎の話によれば、「……一面革命軍ニハ数多ノ日本人アリ、其レ等ノ奮闘モ亦頗ル目覚シキモノアリ。支那兵ハ猛烈ナル射撃ヲ浴セラル、ヤ、忽チ潰散シ、最後迄踏ミ止ルモノハ僅少ナル日本人ノミニシテ戦死セシ邦人ハ実ニ七八十名ノ多キニ達シタリ」という状況であった⁽²⁷⁾。筆者が『東亜先覺志士記伝』『対支回顧録』などの記録に基づいて行った大ざっぱな統計によれば、1911年10月18日から11月27日までの武漢防衛戦期間において、革命軍に加えた大陸浪人と日本軍人らの人数は前後三十数人に数えるのではないかと考えている。中村喜太郎の報告した死者人数は誇大に表現した嫌いもあると思わざるを得ない。大陸浪人らが後に著した関連記録によれば、武漢防衛戦の戦死者の中には、金子新太郎、石間徳次郎らがおり、負傷者の中には、岩田愛之助、甲斐靖らが含まれていた。また、外務省の記録には、石間が戦死後、革命軍側は哀悼の意を表すために、遺族に一万二千米ドルを贈与したという⁽²⁸⁾。

武漢戦場以外、北京・天津・山東などの各地および南京攻略戦において、人数がまちまちだが、日本軍人の参加者もいた。

次に大陸浪人グループの主な行動を整理してみよう。武昌蜂起のニュースを聞いて、最も早く武漢前線に駆けつけたのは、末永節・大原武慶・萱野長知・金子克己などの十数人であった。ちょうど政府軍との戦闘が中心となっている時期に当たり、ほとんど全員が武漢防衛戦または列強諸国との外交交渉に当たられた。内田良平の依頼を受けた北一輝らはやや遅れて上海に到着したが、戦場まで行かなかった。有隣会に派遣された宮崎滔天らは旅費の工面で時間が取られ、上海から武漢へ溯ったとき、革命軍が漢陽で敗北した報を聞き、その後、敗退してきた黄興らと合流して、上海・南京を中心に活動していた。

大陸浪人グループの行動に関して、松村総領事は、「萱野某及北輝次郎等ノ一派ハ、純然タル煽動派ニ属シ、其ノ期スル所ハ單ニ自己ノ利益ニアルモノ、如ク。而

(27) 警視庁文書「清國革命事変地方雑報」(外務省明治44年12月16日接受), 「中村喜太郎ノ談」, 5-3-2 102 「清國革命軍ニ対スル本邦人ノ助勢一件」。なお、この引用文、本来句読点無し。

(28) 在漢口総領事松村貞雄より外務大臣内田宛 (明治44年12月19日), 機密第一〇三号, 5-3-2 102 「清國革命軍ニ対スル本邦人ノ助勢一件」。

シテ、革命終局ノ成否ニ関シテハ、顧慮スル所ナキモノニシテ」と相当辛辣な判断を下したことがある⁽²⁹⁾。明らかに、大陸浪人たちの行動は最初から外務当局の不信と反感を買ってしまったようである。しかし、公平的に言うならば、萱野長知らが武漢に赴くきっかけは、黄興からの「愈々事を挙げるから爆弾兵器を持つて至急出発してくれ」という電報依頼があったためであり⁽³⁰⁾、北一輝の中国渡航も宋教仁から「愈々事を挙げるから誰か寄越してくれ」という電報を内田良平に送った結果である⁽³¹⁾。その他の岡本柳之助、中田群次、長江靖介らも黄一派ら革命党員と一緒に南京攻略戦に参加した経歴を持ち、軍人グループに劣らないほどの奮戦振りを見せた。中には、岡本柳之助が南京攻略戦の勝利を確保するため、日本から飛行機を取り寄せて爆弾を投下することを計画し、関係者を日本国内に派遣したこともあるという⁽³²⁾。動機こそまちまちだったが、戦場においてそれなりの武勇振りを發揮した大陸浪人がいたのも事実であろう。

武漢防衛戦が敗北後、黄興ら革命軍首脳が南京・上海に撤退し、日本人軍人グループの大半はこの時から革命党を離れ、引き続き黄興の軍事幕僚を務めている予備役歩兵大佐の大原武慶らわずか数人以外、残された日本人はほとんど大陸浪人であり、あとは次々と革命情勢の視察にやって来た、または招聘に応じて来た政治家・学者の「有名人」グループの人々であった。上海駐在総領事の有吉明が1911年12月7日前後で入手した情報によれば、「武漢方面ノ革命軍ニ直接又ハ間接ニ援助セシ宜野長知、大原武慶、伊東知也、清藤幸七郎及其部下十数名ハ、黄興ノ来滬ト共ニ最近前後シテ当地ニ來リ」となり、直接革命戦争に参加した軍人たちに対して、革命軍は「相当ノ報酬ヲ与ヘテ、一旦解散帰国スル」措置を取り、「最モ革命党ニ近親セル宮崎虎藏、伊東知也、宜野長知、大原武慶等ハ彼政府ノ組織ト共ニ今日迄ノ如キ漠然タル援助者トセズ相当ノ俸給ヲ以テ招聘セラル、筈トナレル由」という⁽³³⁾。

(29) 漢口駐在総領事松村より外務大臣内田宛（明治44年11月19日），機密第七二号，5-3-2 102「清國革命軍ニ対スル本邦人ノ助勢一件」。なお、この引用文、本来句読点無し。

(30) 『東亜先覚志士記伝』中巻，402頁。

(31) 同上，438頁。

(32) 警視庁文書「清國革命事変地方雑報」（外務省明治44年12月16日接受），「中村喜太郎ノ談」，5-3-2 102「清國革命軍ニ対スル本邦人ノ助勢一件」。

さらに、この時、「孫逸仙ト親密ナル関係アリト自称セル池亨吉等ガ組織セル親中義会員約二十名ハ、四五日前來滬シテ目下当地ニ滯在セリ同會員ハ孫逸仙ノ帰国ヲ俟テ活動スルノ計画ヲ有シ居ル」という情報もある⁽³⁴⁾。上述した大陸浪人の集団や個人以外、有隣会メンバーの小城平陸も同会に派遣され、四、五名の弾薬製造師を引率して上海に滞在中という。

日本の政治家・学者などの「有名人」グループは、大体この時期上海・南京などに到着した。革命政権が彼らにどのような地位および権限を与えるかについて、日本の外務当局はかなりの興味を持っていた。1911年12月13日前後、日本政府側が早くも、「早稲田大学ノ講師有賀〔長雄〕博士カ過日渡清シタルハ同大学政治科卒業後福建諮詢局書記官長タリシ林長民ナル者（日下伍廷芳ノ配下ニ在リテ勢力隆々タルモノ）伍ノ命ヲ受ケ三週間ノ約束ニテ招聘シタルモノニシテ表面上紅十字ノ用件ナルモ裏面ハ戦時國際法ノ意見ヲ叩クカ為ナラントノ風説アリ」という情報を入手した⁽³⁵⁾。1912年1月21日、南京駐在の領事官鈴木は内田外務大臣宛に、「寺尾副島両博士一月十七日来着孫逸仙ヨリ法政顧問タル委任ヲ受ケタルモ顧問官ニ任命セラレタルニ非ス且ツ前記ノ委任モ正式ニ承諾シタルニ非ス最モ好意上法律事件ニ付助言シアルハ事実ナルモ目下報酬等ハ一切之ヲ受ケ居ラス」という報告の電報を打った⁽³⁶⁾。日本からやってきたこれらの有名人らが革命政権からもっときちんとした礼遇を受けなかったことに、多少残念に思っている心境が漏れた。

松村、有吉など中国現地駐在の日本外務官僚たちは、大陸浪人らが行っていた「民間外交」活動に反感を持ちながら、彼らの能力に限度があり、「到底格別重キヲ為スニ至ラサルヘシ」⁽³⁷⁾と見抜いたため、とりあえず成り行きに任せるとの消

(33) 上海駐在総領事有吉明より外務大臣内田宛（明治44年12月7日）機密第一〇四号、5-3-2 102「清國革命軍ニ対スル本邦人ノ助勢一件」。

(34) 同上。

(35) 警視庁「清國革命党ニ関スル件」（明治44年12月13日）乙密第一九二三号、5-8-4 42「清國革命動乱ノ際同党軍政府ニ於テ本邦人顧問招聘計画一件」。〔 〕の中の氏名が引用者が追加。

(36) 「明治45年1月21日，在南京鈴木領事ヨリ内田外務大臣宛（電報） 寺尾副島両博士到着ノ件」，『清國事変〔辛亥革命〕』日本外交文書別冊，127頁。

(37) 「明治44年12月2日在上海有吉総領事ヨリ内田外務大臣宛（電報） 宮崎、萱野等ノ行動ニ關スル件」，『清國事変〔辛亥革命〕』日本外交文書別冊，112-113頁。

極的な態度をとったと言えば、日本人を顧問や役人の身分で新しい革命政権の中に参加させることに対する最初からかなり積極的な姿勢をとっていたと言えよう。1911年11月23日、内田外務大臣への報告の中に、松村は先ず漢口に住んでいるあるフランス人の発言を紹介した。すなわち、革命軍がまもなく上海を攻略し、十四省の代表をそこに集め、公式に独立を宣言する予定である。しかし、革命軍が列強に戦闘団体として認められず、その上必要な人材も擁していないため、最も厄介な外交問題を処理する時、恐らく外国人顧問を招聘しなければならない。このとき、中国と密接な利害関係を持っている日本・イギリス・ロシア・アメリカの人間またはドイツ人が顧問になれば、列強在中国勢力のバランス関係の維持と中国自身の政策展開に支障が出るかもしれない。むしろ、中国と利害関係の少ないベルギー人、オランダ人またはフランス人に就任させる方が公平であるという。そのフランス人の発言に踏まえて、松村は、日本が先手を打って、実際の行動で列強諸国からすでに出てきたこのような意見を排除する必要があると提案した。「今回武昌革命軍側ヨリ聞及スル所ニヨレハ、同軍ハ我法学博士寺尾^{マサ}享氏ヲ同軍外交顧問トシテ招聘セントノ希望ヲ有シ、既ニ本邦へ向ケ其旨打電シタル趣ニ有之候。愈々革命軍政府成立ノ曉ニ於テハ、独リ外交ニ限ラス各種ノ方面ニ於テハ外国人顧問ノ必要ヲ生スヘク、其際ハ同軍ニ本邦留学生多キト地理上、経費上等各種ノ關係ヨリ自然本邦人ノ傭聘ヲ希望スルニ至ルヘキヤニ被存候ニ付、右様ノ場合ニ於テハ、有為ノ人物ヲシテ其需ニ応セシムル様致度希望ニ不堪」⁽³⁸⁾。非大陸浪人主導の民間外交に対しては、外務省側の態度は打って変わって、積極的になり、暗黙の協力を提供しようとした。

もちろん、日本人軍人や大陸浪人らが展開していた「民間外交」を黙認すれば、日本政府が宣言した「中立を厳守する」政策と矛盾が生じ、「国益」または私益の獲得に夢中になった民間人らの不法行為そのものは、時々日本の政府外交を自説のつじつまが合わなくなる苦境に陥らせる可能性もある。

大陸浪人のような集団は、本来派閥が雑多で、社会的背景が複雑で、行動動機と政治的立場はそれぞれ違っていて、その上組織形態も安定的ではなく、分裂と統合

(38) 明治44年11月23日在漢口総領事松村貞雄より内田外務大臣宛機密第八〇号、「革命軍顧問傭聘ニ關スル件」、外交資料館資料5-8-4 42「清國革命動乱ノ際同党軍政府ニ於テ本邦人顧問招聘計画一件」。

が繰り返されているなどの特徴を持っている。さらに大陸浪人の中に、日本国内で生計を立てられず、中国大陸に一攫千金のチャンスを夢見ている日和見主義者や、日本の「国益」を最大限に発展させたい国権主義者が多く含まれていた。辛亥革命期中国で発生した政権交代などの政治的激動は、彼らをして待望のビッグ・チャンスがすでに目の前に現れたと判断させ、派閥や政治的主張を問わず、続々と中国に駆けつけさせた。それが原因となり、様々なタイプの大連浪人が革命軍側に紛れ込んで、玉石混交の場面となった。甚だしきに至っては、孫文や黃興からの信頼を頼りにして、革命軍の権勢を笠に着たり、私利を漁るなどして、したい放題をする者も現れた。

このような秩序のない「民間外交」活動は、あまりにも近視的であり、場合によつては、取り返しのつかない破壊力を持っているものとも考えられる。最初大陸浪人の活動に黙認の態度をとった漢口駐在総領事の松村は、しばらくしてから日本政府に、「……今ヤ多数邦人が革命軍ニ帮助ヲ与ヘツ、アル事ハ、既ニ殆ンド公然ノ秘密トナリ居ルノ有様ニ有之候処。近来、革命軍ノ企画スル秘密事項、往々ニシテ外洩シ、官軍ノ探知スル所トナル等ノ事アルヨリ、一部革命党員ハ此ヲ以テ前記日本人ノ為ス所ナリトナン、往々日本人ヲ見ルニ猜疑ノ眼ヲ以テスルモノアルニ至リ。又日本人中第一及第二部類ニ属スルモノハ、往々相互ニ排擠ヲ事トスルガ為メニ、革命党員ノ翻弄スル所トナリ居ルヤノ傾モ有之候。要スルニ、此等ノ徒ガ常ニ革命軍ノ本部ニ出入、又ハ常住シテ諸種ノ術数ヲ用井ルハ甚シク、外国人ノ注目ヲ惹キ。又革命軍自身ニ取りテモ不利益ヲコウ蒙ムリ、更ニ利益スル所ナキヨリ遂ニ彼等ヲ嫌厭スルニ至ルベク被致想像候。……彼等ノ多数ハ或ハ名ヲ変装ヲ変ジ支那留学生ト同行、外国汽船ニヨリテ來リ、直チニ小蒸氣ニヨリ武昌ニ入ル等ノ方法ヲトルヲ以テ、當方ニ於テ、之ガ取締方法ヲ講スルハ頗ル困難ニ有之、從テ襄ニ拙電第九四号ヲ以テ及稟請置候通。本邦ニ於テ之ガ渡清ヲ阻止スルノ外無事ト存候処。目下ノ情勢ニテハ、更ニ続々此等ノ徒輩ノ渡航ヲ見ルノ虞有之、邦家ノ為メ頗ル憂慮ニ不堪候ニ付キ、此際一層嚴重ノ御取締相成度」と、それなりの対策を取らざるを得ない趣旨の提言をした⁽³⁹⁾。

(39) 明治44年11月19日在漢口総領事松村より内田外務大臣宛機密第七二号、外交資料館
資料 5 - 3 - 2 102 「清國革命軍ニ對スル本邦人助勢一件」。

その後の1911年12月2日、上海駐在総領事の有吉が内田康哉宛に送った電報も、大陸浪人らの乱行や悪事の酷さを裏付けた。有吉は入手した情報を援用して、「今回革命軍漢陽ノ敗戦」の原因は、「是等ノ雜輩（大陸浪人らを指す）カ黃ヲ擁シテ妄リニ權威ヲ弄シ遂ニ湖南兵ト軋轢ヲ來シクルニ基」いたもので、「各所ヘノ情報ニヨリ疑ナキモノノ如ク」と報告し、さらに彼らが「武昌引揚ニ當リテハ何レモ金ノ分捕ヲ爲ス等彼等行動ハ大局ニ害アルノミナラス革命軍ニ對シテスラ遂ニ悪感ヲ興フル源因タルヘシ……」と外務当局に警告を発した⁽⁴⁰⁾。大陸浪人らの火事場泥棒的な行為は、日本の对中国政策の全般に悪影響を与えしかねないという現実に、外務当局も厳重な注意を払わなければならなくなつた。

一方、日本人軍人や大陸浪人たちが半ば公然と中国の内戦に加わることは、清朝政府および保守陣営側のマスコミにも強い不安感を与えた。1911年11月中旬、総理衙門の出資で発行している英字紙『北京日報（Peking Daily News）』は東京発特電の形で太平洋会、亜細亜協会（原文はこのとおり）、大東義会等日本の民間団体が決議を採択して、中国の革命軍に勝利を祈る祝電を打った記事を載せた。28日、同紙はまた論説文を載せて、「官革軍ノ争闘ハ主トシテ清国内政ノ問題ナリ各国ハ之ニ對シ何等關係スヘカラサルコト当然ナリ……尚私人タル日本人ノ不法行為ナリト見做スヲ得ヘク乍去日本ハ其ノ臣民ノ斯ル不法行為ヲ控圧シ中立ヲ保持スルノ義務ヲ有ス日本ニ親善ナラサル者ハ曾テ満洲ニ革命ノ勃発スルハ日本ノ最モ利益トスルトコロナリ即チ日本ハ之ニ乘シテ其ノ野心ヲ遂行シ得ヘケンハナリトテ日本ノ革命党ヲ煽動スヘキヲ誣ヒタリ吾人ハ如斯陋劣ナル陰謀ヲ信セント欲セス然レドモ日本ハ少クトモ斯ル疑團ヲ霧消セシムヘキ措置ヲ講スヘキモノナリ」と評した⁽⁴¹⁾。北京駐在の日本公使伊集院彦吉は、その日の内にこの論説文を翻訳して東京へ送り、外務省の注意を促した。こうした言論以外、1912年1月上旬、袁世凱は伊集院公使特使に接見するとき、やはり「日本国ノ現役将校モアリ」革命軍の「軍務ヲ幫助シ

(40) 明治44年12月2日，在上海有吉総領事ヨリ 内田外務大臣宛（電報）「宮崎、萱野等ノ行動ニ關スル件」第三七九號，『清國事變〔辛亥革命〕』日本外交文書別冊，112—113頁。

(41) 明治44年11月28日伊集院全權公使より内田外務大臣宛，第593号，「十一月二十九日北京デイリー・ニュース論調大要」，外交資料館資料5-3-2 84「清國革命動亂ノ際ニ於ケル新聞論調一件」。

ツツアリ」ということを、日本政府と北京政権との間の関係改善の障礙として取り上げ、説明を求めた⁽⁴²⁾。

それと同時に、ほかの列強諸国も、日本人の軍人や民間浪人らが中国の革命戦争に参加したり、新政権の樹立に加わるなどの小細工に不快を感じて、世論や外交ルートを通して日本政府に取り締まるように要請した。たとえば12月4日、ニューヨークの新聞紙『Tribune』は、「支那ニ於ケル動乱ハ日本ノ釀セルトコロ乎?」を題とする北京通信員の文章を掲載した。この文章はまず、日本が中国及び極東地域で取った行動はほかの如何なる国より人々の注目を引き起こしている。その理由は、日本がこれらの地域に投じた掛け金が最も多く、しかも成功すればその収穫はほかのどの国よりも多いためことにあると分析した。同文章は次いで一つの仮説を提起し、「北京ニ於テハ日本ハ故意ニ今回ノ紛乱ヲ釀シ一方革命党ヲ援クルト共ニ他方ニハ満朝ヲ窮地ヨリ救ヒテ恩ヲ売リ満洲其他ニ閑スル其欲望ヲ達セントスル者ナリト言フ者アリ之レ如何怜憐ナリト雖モ日本人力敢テスヘシトハ思ハレサルトコロナルカ偶以テ極東ニ於ケル外国人多数ノ思想ヲ窺フニ足ラン而シテ革命発生當時武昌ニ日本軍人若干アリ日本ノ提督恰カモ長江遡航中ニテ其來着シテ直ニ指揮ヲ執リタルハ顯著ナル事実ナリ」と、日本政府と日本人の行動は結局のところ、自分自身の疑いを晴らせないのではないかと指摘した⁽⁴³⁾。やや後になって、ドイツの一部の新聞も、日本と辛亥革命との関係について論説文を載せ、「清国官軍側ノミナラス欧洲人モ漸ク日本人ノ行動ニ対シテ疑惑ヲ抱クニ至レリト言ヒ日本人力革命党援助ノ嫌疑ヲ蒙ムル如キ行動ヲ為スコトハ日本人自身ト雖公平ニ觀察セハ之ヲ否認スルコトヲ得サルヘシ」と、同様に日本側の行動に対して否定的な見方を示した⁽⁴⁴⁾。1912年1月に入ると、ニューヨークの一部の新聞には日本人と中国革命の関係についてさらなる詳細な報道が掲載され、総領事の太田為吉はその抜き刷りを隨時外務

(42) 「明治45年1月8日在清国伊集院公使ヨリ内田外務大臣宛（電報） 南北和議ノ現状ニ閑スル袁世凱ノ意見報告ノ件」、『清国事変〔辛亥革命〕』日本外交文書別冊、493頁。

(43) 「明治44年12月6日在米国埴原臨時代理大使ヨリ内田外務大臣宛（電報） 清国革命党ト日本ノ関係ニ閑スル紐育トリビューン記事ニ閑スル件」、『清国事変〔辛亥革命〕』日本外交文書別冊、516-518頁。

(44) 「明治44年12月22日在独国杉村大使ヨリ内田外務大臣宛（電報） 独新聞カ日本ノ革命党援助煽動ヲ攻撃セシ」、『清国事変〔辛亥革命〕』日本外交文書別冊、521頁。

省に転送し、これらの報道はおそらくアメリカ人がこの事件に関心を持たせるきっかけになるだろうと推測した⁽⁴⁵⁾。

列強諸国からの圧力を少しでも緩和するために、伊集院公使らは何らかの対策をとろうとした。1911年12月13日、伊集院公使は上海駐在総領事有吉明に書簡を送り、イギリス新聞『タイムズ』の記者モリソン（Morrison, George Ernest, 1862 – 1920）がまもなく北京から上海・南京へ考察に行くことを通告した。また、モリソン氏がイギリス公使に密接な関係を持ち、清朝政府の高官たちにも深く信頼され、つい最近『タイムズ』には日本に不利な報道が掲載されたなどの背景を紹介し、モリソン氏に対してできるだけ日本政府の方針を説明し、理解を求めように命じた。

「無責任ナルニ三ノ非職大尉又ハ夫レヨリモ下級軍人等」及び「宮崎浪花節〔滔天〕初メ先ツ顧ミル程ノ価値サヘナキ無頼漢」などの存在について、伊集院もまた有吉に対して、第一に、「日本國ノ接近セル地理上ノ地位並交通ノ便宜乃至ハ、現ニ清國ニ於テ非常多数ノ居留民ヲ有スル事實等ニ之ヲ照ラサハ、更ニ多数ノ邦人ノ混入セサリシコトハ、却テ驚カル、程ナリ」、第二に、「帝國政府ト一般人民ノ斯ル野次馬的行為ヲ贊成セサル事實トノ賛ナリ、南滿ノ現ニ清國全体ニ亘リ最安全靜肅ナル地域タル事實ニ鑑ミルモ多クノ風評ノ根拠ナキヲ立証スルモノナリ」の二点から説明するように命じた⁽⁴⁶⁾。大陸浪人たちの活動を取締るべきかどうかという問題については、有吉総領事は内田外務大臣宛の電報の中に、すぐに取り締まれば中国革命党人の反感を買ってしまうおそれがあるという理由で、「暫ク放任シ置ク」態度をとりたいと報告し、許可をもらった⁽⁴⁷⁾。

大陸浪人の中に存在していたこうした「無頼漢」的な行為に対して、中国革命党側やひいては大陸浪人の中からも日本人の内部的「自肅」を行ってほしいとの声があった。「渡清セシ邦人ノ大部分ハ目下上海ニ在ルモ、多クハ如何ハシキ人物ニテ

(45) 明治45年1月9日在紐育総領事太田為吉より内田外務大臣宛、公第五号、「新聞切抜送付ノ件」、外交資料館資料5-3-2 102「清國革命軍ニ対スル本邦人ノ助勢一件」。

(46) 明治44年12月13日伊集院公使より上海駐在総領事有吉明宛第八三号、日本外交資料館資料5-3-2 102「清國革命軍ニ対スル本邦人ノ助勢一件」。なお、この引用文本來は句読点なし、〔 〕の中の氏名が引用者が追加。

(47) 「明治44年12月2日在上海有吉総領事ヨリ内田外務大臣宛（電報） 宮崎、萱野等ノ行動ニ關スル件」、『清國事變〔辛亥革命〕』日本外交文書別冊、112–113頁。

将来吾国ノ不利ヲ釀來スルモノハ必ス彼等ナル可シ。這次何天燭渡米ノ如キ（原文のままであるが、何天燭は南京臨時政府の設立後、孫文・黃興に日本駐在代表として任命されたので、渡日のはずである—引用者）軍費調達ノ外、實ニ有為ナル日本人ノ渡清ヲ乞ハンカ為メナリ」⁽⁴⁸⁾という記録はその一例と言えよう。そして、孫文らの呼びかけで、「支那動乱に乘じ、……革命運動助成に名を借り多数入り込み、革命の志士は大いに悩まされた」「日本の不良浪人」「不徳漢」の肅正・「鎮圧」にあたって、1911年12月に先後して上海・南京に着いたのは、犬養毅と頭山満であった⁽⁴⁹⁾。出発前、犬養毅は西園寺公望を訪ね、日本政府の対中国政策の基本方針を問い合わせたこともあったが、その後、中国革命党側が南北平和交渉で達成した協議通りに政権を袁世凱に渡した時まで、中国にいる大陸浪人たちは相変わらず慎もうとせず、したい放題のことをやり続けた。

三、革命党と日本政府・軍部・財界間のパイプ役として

しばしば制御できなくなったり、厄介な難題を引き起こしたりするいわゆる「民間外交」活動に対して、日本側の政府外交が積極的に取り締まろうとしない実態は、前述の通りである。その理由はいくつか考えられるが、最も重要な理由は「多元外交」からの要請と言えよう。中国での権益をめぐって、列強諸国との間で繰り広げた争奪戦の中に、最大限の権益を確保するためにはあの手この手で攻めていかなければならない。やや乱暴な面もあるが、「国益」の確保という一点で政府の外交方針と大差のない「民間外交」は、重要な補助的手段の一つたるを失わない。そのため、孫文ら中国革命者が最初日本に亡命して来てから、日本政府や政治家・軍部・財界などは大陸浪人という特殊な存在を利用して中国の革命党側とあるやなしやのような微妙な関係を持ち続けた。辛亥革命の勃発後、この関係はさらに日本政府と中国革命党陣営との間に関係を持たせる重要なルートとなった。

その一例は、「孫文→鶴岡永太郎（萱野長知）→外務省」のような情報通達手法

(48) 警視庁文書「清國革命事変地方雑報」（外務省明治44年12月16日接受）中村喜太郎ノ談、外交資料館資料 5 - 3 - 2 102 「清國革命軍ニ対スル本邦人ノ助勢一件」。

(49) 『巨人頭山満翁は語る』429頁。

である。1911年10月26日、ニューヨーク駐在総領事水野〔幸吉〕は内田康哉外務大臣宛に電報を送り、ヨーロッパからアメリカへ行った鶴岡永太郎⁽⁵⁰⁾は萱野長知との交友関係を利用して孫文と秘密に会見したことを伝えた。その会見の席で、孫文は日本政府に対して、「第一、中央支那ニ於ケル蜂起ハ、自分ノ指揮ニ出テタル事。第二、此際、是非共日本ニ渡航シタリ日本国政府ノ同意伺ヒ方、宮崎ニ打電シタル処、十月二十四日、萱野ヨリ返電アリ、変名シテ上陸滯在ナレハ、差支ナキ由ナレトモ、自分ハ短時日ニテモ苦シカラサルニ付、公然滯在シタシ左スレハ、日本ノ同情アル態度ハ、革命軍ノ士氣ヲ振作シ、同時ニ日本国政府ハ陰然北京政府ヲ庇護スルトノ疑ヲ解キ得ヘク、双方ニ於テ利益アリ。第三、近々英國ヲ経テ歐洲へ渡ルヘク、旅行ノ目的ハ、独逸ニ在リ。在独逸国清国留学生中ニ、革命ノ同志少カラス、殊ニ独逸国皇帝ハ予テヨリ内々彼等ヲ通シテ我方ノ運動ニ好意ヲ表シ居ラル、ニ依リ、此際助力ヲ求メントス。第四、歐洲ヨリ印度洋ヲ経テ東洋ニ帰ル積リナルモ、日本国政府ノ我変名セスシテ上陸スルヲ許サハ、再ヒ米国ヲ経テ「シアトル」経由日本ニ渡ラントス。第五、露国官憲ハ意外ニモ寛大ナルニ依リ、哈爾濱ニ根拠ヲ設ケテ同志ヲ号令スルノ策アレトモ、甚夕不便ナレハ、行ヒ難カルヘシ。第六、過日、華盛頓ニ行キタルハ、米国政府ノ内意ヲ探リ、好意ヲ求ムル為メニシテ、米国政府カ独逸国政府ニ意見ヲ求メシモ、其結果ナリ」⁽⁵¹⁾などの要望と条件を提起したという。たとえ間接的な方法といつても、常に清王朝との関係維持を最優先してきた外務省がこのように中国革命党側との接触を試み、その意見に耳を傾けようとするることは、かつてないことである。武昌蜂起および三分の二の中国に広がった革命の嵐は、確かに外交舞台上での革命党陣営の重みを増すことができた。11月13日、蕪湖駐在領事奥田も、「長江筋一般人民革命軍ニ同情セルハ申シ迄モナキ次第ナルカ徹頭徹尾時局解決ノ如何ニ拘ハラス此際窃カニ多少ノ恩恵ヲ彼等ニ売り置クハ今後我カ通商航海ノ利益ノタメ甚夕切要ナリ」と、有吉総領事を通じて内田外務大臣に報告・建言し、さらに「現ニ在漢口露国領事ハ支那人通訳ノ手ヲ通シ革命軍ノ為ニ便

(50) 法學士、中國問題に関しては、『對支那時局策』（鶴岡永太郎大正五年発行）を著したことがある。

(51) 明治44年10月26日、在紐育総領事水野より内田外務大臣宛、第一六〇号（暗四〇二八）、外交資料館資料1-6-1 47「清國革命動乱ノ際帝国政府ニ対スル官革両軍ノ態度並ニ誤解一件」。なお、本来は句読点なし。

宜ヲ与へ又ハ某露国人武昌ニ在リテ内政ニ参与シ居リ革命軍ハ露国ニ親マントスル傾向アリ」などの情報を通達し、革命党陣営にもっと積極的な政策をとるよう必要請した⁽⁵²⁾。

もしこの接触での萱野長知の果した役割はあまりにも間接的で、そのまま日本外交当局と中国革命政府の架け橋として認定するのは無理があるといえば、もう一つの実例がある。南京臨時政府成立後の池亭吉は、中国革命政権と日本政府の間に直接的なパイプ役を演じていたことがある。

武昌蜂起の勃発前、池亭吉はすでに孫文と付き合いを持っていた。たとえば、1907年3月、革命党が中国とベトナム国境近くで武装蜂起を行う際、孫文は池亭吉に「どうか見物人として行つて下さい。そして君の親しく見聞した処を始めから終まで残らず書いて下さい夫れが僕の願ひです。昔し粵西の洪秀全が義兵を起して大半其目的を達せんとした時、不幸にして英国人ゴルドン將軍の為めに擊破られついに大逆長髪賊の汚名と共に永遠に葬り去られんとしたものです。ところが、更に一英国人リンドレーと言ふ非凡の侠骨が有つて此人が後に珍無類の書物を著はした。そして其親しく見聞せる事実に照して懇ろに洪秀全一輩の人格と其懷抱したる理想及び目的を説明し、翻つて是等の人物を屠る為に殊にゴルドン將軍を貸し与へたる英國政府の沒人道また没分曉なるを罵倒した。」「僕は此の精神を以つて君に嘱望します。どうか此の際日本のリンドレー氏を以つて任じて下さい。……どうか我が革命志士の為めに天下の誤解を闡いて下さい。又其の殊勝なる点を世に知らせて下さい」と頼んで、武装蜂起の経過を記録・公表し、中国革命党のイメージアップに役立てるようと考えた⁽⁵³⁾。池亭吉も孫文の予想通り、戦場に赴いて、身を以つて革命戦争を見聞した。日本に戻った後、『支那革命実見記』を著した。その後、しばらく中国革命と距離を置いていた池亭吉は、武昌蜂起勃発後、にわかに特殊な使命を担うキーマンとなった。たとえば、1911年12月25日孫文は香港を経由して上海に帰国する際、もしかしたら、日本はすでにイギリスやロシアと協調して、中国の革命運動

(52) 明治44年11月13日在上海有吉総領事ヨリ内田外務大臣宛（電報）「革命軍ニ援助付与ヲ必要トスル奥田領事意見ノ件」、『清国事変〔辛亥革命〕』日本外交文書別冊、158頁。

(53) 池亭吉『支那革命実見記』東京金尾文淵堂明治44年附録、15-16頁。

の展開を阻止または抑制する方針を決めたかもしれないという疑念を持っていた。その孫文に対して、宮崎滔天・山田純三郎と一緒に香港まで孫文を出迎えに行った池亭吉は、密かに「日本國ハ決シテ去ル意志ナキノミナラス革命党ニ対シテ大ニ同情ヲ有シ居ルコト」と告げ、孫文を大いに安心させたという⁽⁵⁴⁾。上海到着後、孫文は池亭吉を自分の書記兼通訳に任命し、英文の書簡、報告書の処理を任せた。上海の現地新聞『大陸報』の主筆（編集長）に対しても、そのように紹介した⁽⁵⁵⁾。その情報を把握した日本上海駐在公使有吉は、池亭吉は中国革命党内部ですでに「格段ニ勢力ヲ有スル」と喜んでいた⁽⁵⁶⁾。

まもなく、池亭吉には自分の特殊な存在意義を表すチャンスが訪れた。1912年1月5日、孫文は「対外宣言」を発表し、清王朝によって締結された不平等条約を認めるなどを交換条件として、列強諸国的新政府承認を取り付けようとした。11日、17日、19日の数日間、孫文および外交部総長の王寵惠はフランス・アメリカ・イギリス諸国の外交当局に繰り返し電報を送り、列強の一国または数国の外交承認の獲得を努めた。しかし、予想した効果がなく、外交承認を非常に重視していた孫文は次の手として、一部の利権を譲渡しても惜しくない方針を打ち出そうと考え始めた。20日、池亭吉は南京駐在日本領事官鈴木に、「孫逸仙ハ重大ナル利権ヲ提供シ第一着ニ共和国政府ヲ認メタル國ニ之ヲ付与スル方法ニヨリ各國ノ承認ヲ求メントスルノ意アル」という情報を漏らした⁽⁵⁷⁾。在中国での権益の拡大に苦心していた日本にとっては、これはまさに願ってもない好機なので、鈴木はすぐにこの情報を内田康哉外務大臣に通告して、事実であるかどうかをさらに調査して追って報告すると述べた⁽⁵⁸⁾。ちょうど同じ日、孫文はまた講和交渉に参加している南方代表の伍廷芳に返電を打って、袁世凱を大總統に推挙するには、諸国の中華民国に対する

(54) 明治44年12月21日在香港船津総領事代理ヨリ内田外務大臣宛（電報）第一二三号「孫文上海ニ向ケ出発ノ件」、『清国事変〔辛亥革命〕』日本外交文書別冊、117頁。

(55) 『孫中山全集』第一卷、572頁。

(56) 明治44年12月31日在上海有吉総領事ヨリ内田外務大臣宛機密第一二三号「上海到着後ノ孫文ノ動静ニ關スル件」、『清国事変〔辛亥革命〕』日本外交文書別冊、118頁。

(57) 明治45年1月20日発南京駐在鈴木領事より内田外務大臣宛、第九号、暗429号、外交資料館資料1-6-1 50第1巻 「清国革命動乱ノ際ニ於ケル各省独立宣言並中華民国仮政府承認請求一件」。

(58) 同上。

承認が必要不可欠の条件であると改めて言明した⁽⁵⁹⁾。

翌日の21日、鈴木領事官は入手した南京臨時政府の対外宣言の内容を内田外務大臣に報告し、同日にまた外務省に打電して、「孫ニ於テ共和国政府承認ノ手段トシテ各国ニ対シ競売的ニ提供セントスル利權ナルモノハ、拙電第十号ト全ク同一ノモノナルハ確カナリ、右ハ到底彼等ノ予期スルカ如キ結果ヲ齎ラスノ不可能ナルハ固ヨリ明白ノ次第ナルモ、此際何等ノ方法ニ依リ優先權ヲ獲得シ置クハ、将来ニ於テ利便尠カラス（一字不明）。私見トシテ、本官ニ於テ此際本件ニ付如何措置シ置クベキヤ、今後ノ取扱振ニ關シ至急何等ノ御電訓アリタシ」と自分の判断と意見を述べた⁽⁶⁰⁾。情報が事実であると分かった鈴木領事官は、態度が一気に積極な方向に急転回して、列強諸国の機先を制するために、臨時政府との交渉を急ごうとしていた。

22日、外務省から新たな指示がこなかったため、鈴木栄作領事官は引き続き外務省に打電して、「本月二十日孫文ノ秘書池亭吉ノ本官ニ内談スル処ニヨレハ拙電（九号、北京七号）ノ通り孫ハ此際再ビ共和政府承認ニ関スル對外宣言書ヲ宣布シ且ツ各国中其何レタルヲ問ハス最先ニ新政府ヲ承認スル強國ニ対シ或種ノ重大ナル利權ヲ提供セントスルノ内意アリ事頗ル緊急ナルヲ以テ帝国ノ利害ヲ慮リ特ニ本官迄通知ス云々トノコトニテ尚ホ池ハ右ノ事ヲ列國ニ通知前本官ニ通知スルノ儀ハ孫ノ承諾ヲ経タル上ノコトナル旨言明セリ本官ハ之ニ対シ所謂重大ナル利權ノ性質ヲ問ヒ右ハ鐵道ノ布設「府」ノ重要都市ニ於ケル居住營業土地借用其他拙電第一〇號北京八号ノ如キモノナルコトヲ確メ此ノ如キ重大ナル權利ハ池ノ思考スルカ如キ方法ニ依リ一國ニ於テ独占シ能フヘキモノナルヤ否ヤ尚今後如何ナル手段ニ依リ之ヲ實行スル考ナリヤト問ヒ池ハ何等明確ナル答辯ヲナサ、リシモ其語氣ヨリスレハ深ク此邊ノ事情ヲ研究シ居ラサルモノ、如ク」⁽⁶¹⁾と、この件の詳細な背景と池亭吉

(59) 『孫中山全集』第二卷、中華書局、1982年、30－31頁。

(60) 明治45年1月21日発南京駐在鈴木領事より内田外務大臣宛、第一一号、暗439号、外交資料館資料1-6-1 50第1巻 「清国革命動乱ノ際ニ於ケル各省独立宣言並中華民国仮政府承認請求一件」。

(61) 「明治45年1月22日在南京鈴木領事ヨリ内田外務大臣宛機密第四号 孫文ハ共和政府承認国ニ対シ利權供与ノ意向アル件」、『清国事変〔辛亥革命〕』日本外交文書別冊、127－128頁。

との接触経過を紹介した。鈴木氏はそこで先ず池亭吉の「好意」に対して謝意を表し、同時に軍人の井戸川中佐を通して孫文と面会し、確認作業を行った。井戸川中佐からの情報によれば、「孫ハ民国新政府ハ未タ各国ニ於テ承認スルニ至ラサルト同時ニ清帝退位ニ付テハ北京ニ於ケル孫ノ探訪者拠り確電アリ此ノ際若シ清帝ニシテ退位スルカ如キコトアレハ清國ハ一時主權ヲ缺クコト、ナリ対内対外共ニ困難ナル關係トナルヲ以テ孫ハ最モ此ヲ憂慮シ去ル十日新政府組織ヲ列國ニ通牒セルモ今二十一日迄ニ再ヒ対外宣言書ヲ發シテ以テ列國ノ承認ヲ求メ時宜ニヨリテハ最初ノ承認國ニ對シテ多大ノ犠牲ヲ払フ覺悟ナリ云々」⁽⁶²⁾ という。鈴木領事はこれらの情報に基づいて、「孫ニ於テ以上ノ如キ利權ノ競賣的方法ニ依リ各國ノ承認ヲ求ムルノ内意アルコト愈々明白ニシテ其他種々ナル情報ヲ綜合スルニ清帝讓位問題財政關係軍隊ノ処分等ノ關係ヨリ革命軍カ其新政府承認問題ヲ以テ焦眉ノ急問題トナシ頗ル腐心シツ、アルハ毫モ疑フヘカラサル事實」と結論をつけ、この絶好のチャンスをみすみす逃してしまわるために、同じ電報の中に、「何等カノ方法ニヨリ此際帝國ノ利權拡張ヲ計ルヲ必要ト御認メ相成ルニ於テハ全然不可能ノ事ニ非ス」と外務省の首脳部に再度要望を提出し、迅速に行動方針を決めてほしいという意見を表明した⁽⁶³⁾。

しかし、鈴木領事官および池亭吉にこれほど興奮させた「好機」は結局、発生しなかった。1911年12月の初め、イギリスが日本との事前調整なしに南北講和交渉で停戦を実現させ、その後、また袁世凱の共和国政府大總統就任を事態打開策の主軸にしたためである。イギリス政府はさらに義兄の身分で同盟国関係にある日本に代わって袁内閣代表の梁士詒に、「日本政府ノ清國ニ於ケル共和政府設立ニ対スル反対ノ如何ニ強硬ナリトスルモ本使ノ推測ニ依レハ愈共和政府設立ノ曉ニ至リ之ヲ承認スルノ問題ニ逢着シタル時ニ於テ日本政府カ我英國政府ヨリ分離シテ特殊ノ態度ヲ取ルカ如キ意向ハナカルヘシ」と折り紙をつけた⁽⁶⁴⁾。事実はイギリス側が予想した通りに進んでいった。イギリス主導下の事態収拾案は日本にとって最も望まし

(62) 同上。

(63) 同上。

(64) 明治45年1月16日 英国大使石井次官会談要領 「英大使カ清帝退位後ノ政体ニ関ス談話シタル要領」、『清國事変〔辛亥革命〕』日本外交文書別冊、544-545頁。

くないシナリオだが、すでに不安定状態になっていた日英関係の修復を優先すべき考えから、12月末の閣議と元老会議はやはり日英協調路線を堅持して、イギリスの外交路線を追随する結論に到達した。この件について、外務省外務次官の石井菊次郎が議会で議員の質疑に答える時、「支那の今日の事態に於て帝国政府は何故に南京に於ける政府を承認せざるや、承認することを躊躇するやと云ふ問題……要するに今日の支那に於ける事態が承認するや否やと云ふことを決定するまでに進んでは居りませぬ、又進んで居らぬと認めて居りますので、因て今日まではまだ承認しないと云ふ事情であります、帝国が支那に対し特殊の地位に在ると云ふことは日向君（質疑の議員の名字—引用者）と感を同くして居ります、而して此帝国の特殊の地位に在るところの権利及利権を擁護するのに列強と歩調を保つことを以て最も有利なる方針と認めて居るのであります、列国に先じて事をすると云ふことは有利なる手段とは認めませぬ、因て列国に先じて承認すると云ふことは、政府に於て決定しないと云ふ理由であります、……」と述べ、やはり列強による協調を最優先する立場から、その理由を説明した⁽⁶⁵⁾。

同じ時期、南京では1月22日、臨時参議院は孫文が提起したいわゆる議和讓位五条件に同意し、外交承認問題は臨時政府にとって、これまで持っている南方側講和交渉代表の発言権の重みを増すという実際の意味を失ってしまった。その後、日本側の民間人らが1月の末と2月の初め相次いで「中華共和国公認期成同盟会」などの団体を作り、相応なる決議を採択する形で朝野に働きかけていたにも拘わらず、日本政府の既定方針を変更できなかった。2月13日、各国使節団は北京で会議を開き、中国では統一政府が出来るまで南方政権を承認しないことに足踏みを揃えた。政府ルート外交は如何に多くの要因に制限され、民間外交の成否はあくまでこれらの諸要因の総合的要因によって作用されていることが語られていた。

一方、中国革命党側と日本政府の間での情報通達・仲立ちをする活動以外、大陸浪人を中心とする一部の民間人はこの時期において、中国革命党陣営と日本の軍部・財界のパイプ役として動き出し、数件の武器売買と借款交渉を企画・成功させた。

革命党側は南京で足元を固めてから、すぐに武器の補充と資金の調達という二重の困難に直面した。戦場での不利な局面を挽回するために、黄興など軍事首脳部は

(65) 『大日本帝国議会誌』第八卷、同刊行会、昭和3年発行、995頁。

何回も日本から武器購入の必要性を提起し、実際の接触をも試みた。日本陸軍参謀本部に南京まで派遣された古川中佐は、その状況をキャッチして東京にこう報告していた。「先ニ黄興ガ漢陽ニ敗レ上海ニ来リタル際、彼ハ革命軍失敗ノ最大原因ハ、兵器ノ不良ニ依ルモノトシ、爾來極力新式兵器ヲ日本ヨリ購入セン事ヲ主張、其第一着手トシテ小銃二万挺、野砲五十四門、機関銃七十四門及之ニ対スル弾薬ヲ購買セン事ヲ申込ミタルモ、之ニ要スル資金ニ欠乏シ今ニ其成立ヲ見ルニ至ラズ。……右ノ外、目下当地ニアル蘇軍司令官劉之潔、浙軍支隊長朱瑞（朱瑞は当時浙軍第一鎮統制官だった。—引用者）モ亦皆兵器及馬匹購買ノ件ヲ依頼シ来レルモ、前同様一モ確実ナル資金ヲ有セザルヲ以テ具体的ノ交渉ヲ開始スルニ至ラズ。然ルニ、機敏ナル独乙商人ハ、既ニ彼等ニ向ヒ窺カニ兵器売込ヲ交渉シ来リタル形跡アリ、今後日本兵器ガ輸入セラルルヤ否ヤ不明ナルモ当地方各軍司令官ガ深ク日本兵器ニ信頼セントシツツアルハ事実ナリ」と⁽⁶⁶⁾。上述した事情と平行して、広東革命軍政府にも日本から小銃一万挺、機関銃三十挺及び弾薬などを購入する計画があり、購入資金のことで三井と借款交渉を行っていた情報もあったが、成功しなかったという⁽⁶⁷⁾。しかし一方、武昌蜂起勃発直後の10月16日、日本政府は「清国政府ニ対スル好意」と「東亜ノ大局ヲ維持スルノ必要ト顧慮シタル」を理由として、清朝政府の肩を持ち、「革命軍討伐ノ為該銃砲弾薬」を提供し、革命軍を抑制しようとする方針を決めた⁽⁶⁸⁾。政府の許可を得た大倉組・三井物産・高田商会が共同で作った泰平組合代理店、北京大倉洋行は、日本政府の指示を受け、清朝政府の陸軍部との間に総額約二百七十三万円の武器弾薬の売買契約を結んだ。逆に革命軍に対しては、「清国の感情」と「信頼」関係などの配慮から、武器供与の申し出を許可しなかった。

しかし、この取引はすぐに朝鮮へ行く途中の内田良平に察知された。内田は船上

-
- (66) 明治45年1月17日参謀本部「清国事変特報附録 第貳十八号」、外交資料館資料1－6－1 50第1巻 「清国革命動乱ノ際ニ於ケル各省独立宣言並中華民国仮政府承認請求一件」、本来は句読点なし。
- (67) 明治44年12月21日 在香港船津総領事代理ヨリ内田外務大臣宛（電報）第一二三号 「孫文上海ニ向ケ出発ノ件」、『清国事変〔辛亥革命〕』日本外交文書別冊、117頁。
- (68) 「清国革命対策に関する内田外相訓令」、外務省編『日本外交年表並主要文書 1840－1945』上、原書房、昭和40年、353頁。

で三井の責任者である益田孝に手紙を書いて、「今回中清ニ於テ蜂起仕候革命軍ハ突然ニ非ズ十数年来支那先覚ノ士ガ指導宣伝シ来リシ革命思想ノ瀰漫セル結果、此ニ至リシモノニテ、四川省ノ反乱、武昌漢口等ノ占領ノ如キ、革命党一部ノ活動ニテ、未ダ未ダ幹部総出ノ幕ニアラザレバ、武漢ノ革命軍ハ、例令官兵ノ為メ討滅セラル、コトアルモ、幹部ノ革命党ハ健全ニ存在シ、到底刈除シ尽サル、モノニ無之候」と訴え、このような状況で、もし日本側が清朝政府に武器を提供すれば、おそらく「多数漢人ノ悪感ヲ買ヒ、将来ノ不利ヲ招致スル」恐れがあり、しかも「此際革命党ノ感情ヲ失フハ、支那ヲ分割スルニシテモ、セザルニシテモ、大々的日本国家ノ不利益」をもたらすことになると指摘し、三井、大倉、高田各会社のリーダーたちを説得し、これ以上清朝政府に武器を売り込まないよう益田に勧告した⁽⁶⁹⁾。

この手紙を受け取った益田は、すぐ「三井の番頭」と呼ばれた元老井上馨と相談した。井上も内田の話に胸を打たれたようで、桂太郎と当時の総理大臣の西園寺公望の同意を受けて、南方の革命党に対しても武器を供給することを決定した。1912年1月、内田良平は上海都督府の代理人として三井との間に三十万円の借款契約を結んで、またこの資金で革命軍のために大砲、機関銃、弾薬を購入し、上海へ送付した。しかし、三井が中国革命軍側に武器・弾薬を売り込むことを踏み切ったのは、政治的な配慮以外、日本陸軍の旧式の装備で暴利をむさぼろうとする一面もあった。まもなく、北一輝は内田良平に電報を送り、「三井 高田 大倉等ヨリ 買入レタル 武器ハ 不完全ノモノ 又ハ 純然タル 廃物多ク 為メニ 関係セル 日本人一同ノ 不信用ヲ 来タセリ ……僕及ビ 宋〔教仁〕君ニ対スル 不信用ハ 直チニ 外交上ニ 影響ス」⁽⁷⁰⁾と報告し、政治家と資本家の近視眼的なやり方に嘆いた。

但し、中国革命政府に借款または三井、大倉など日本の会社が中国革命軍に武器を供給することなどを実現させたことには、「民間外交」の果した役割は無視できないものの、すべて内田良平らの「業績」とは言えない。それは同時に日本政府と軍部が少しずつ对中国政策を調整していた結果でもあった。実際、1911年11月3日、

(69) 高橋正雄監修『九州文化論集4 日本近代化と九州』平凡社1972年、「付録 辛亥革命資料」、445-446頁。

(70) 同上、465頁。

北京駐在の公使館武官である青木宣純は管理軍諮処事務大臣・貝勒載濤と面会した時、すでに「何レノ国ニ於テモスル場合ニハ官軍ト叛徒ノ別ナク營利業者ノ立場トシテハ已ムヲ得サル次第ナレハ全般ノ取締ハ困難ナル」と声明し、民間ルートを通じての革命側への支援活動にあらかじめゆとりを残しておいたのである⁽⁷¹⁾。一方、大陸浪人らの活動に散々頭を悩まされていた南方各地に派遣された外交官たちは、日本が軍事面で革命党陣営を援助することに対しては、ほとんど反対していなかつた。たとえば、1911年12月1日漢口駐在総領事の松村は外務大臣宛の電報の中に、「革命軍側ニ多数ノ本邦人入込居レルハ、殆ンド公然ノ秘密ナルカ。今回漢陽陥落ト共ニ、此等日本人ハ凡テ引揚ゲ来リタル。以来一部ノ外国人及支那人ハ日本ノ武力ヲ蔑視スルニ至レリ。本件ノ如キハ如何ニ説明スルモ、帝国政府カ隱然革命軍ヲ助ケタルモノナリトノ誤解ヲ免レサルハ遺憾ノ極リナリルカ。本件ニ付き海軍側ヘノ回訓ニハ、個人トシテ援助スルハ差支ナシトコトナリシ由ナル処。若シ陸軍側ニシテ間接ニ革命軍ヲ援助スヘキ御趣意ナレバ、人ヲ以テセハ外部ノ注目ヲ惹キ、政府ノ面目ニ関スルコト尠カラサルヘキニ付、寧口商人ヲシテ武器ヲ売ラシムル方無難ナリト信ズ」と述べ、外交面でのマイナス影響は「小」である判断を下した⁽⁷²⁾。泰平組合を利用して清王朝に武器を提供することと同じアイデアであり、政府外交主導下の「民間外交」または「武器供与外交」とも言えよう。

松村氏の提案に対して、翌日、内田康哉外相は伊集院公使に打電して、松村総領事にも転送するような形で、日本海軍当局は「本邦人カ個人トシテ官革何レカヲ援助スルニ止ル限り」と説明し、「之カ取締ヲナスノ必要ナキ」と認識していることは事実である。しかし、このような態度を取っていても「固ヨリ本邦人ヲシテ革命軍ヲ助勢セシムルノ方針ニ出テタル義ニハ無之」という基本方針は変更されず、「又、陸軍側ニ於テモ全様、特ニ革命軍ニ援助ヲ与フルカ如キ考ナク。又、陸軍側ヨリ商人ヲシテ全軍ニ武器ヲ売ラシムルカ如キコトモ之ヲ為サザル方針」であると

(71) 明治44年11月4日 在清國伊集院公使ヨリ内田外務大臣宛（電報）第四二四号
「三井物産ノ革命軍ニ対スル兵器売込取締方ニ關シ濤貝勒ヨリ青木少将ニ申出ノ件」，
『清國事變〔辛亥革命〕』日本外交文書別冊，150頁。

(72) 明治44年12月1日漢口駐在総領事松村より外務大臣内田宛，第一一八号，外交資料館資料5-3-2 102「清國革命軍ニ対スル本邦人ノ助勢一件」。本来は句読点なし。

説明している⁽⁷³⁾。この電報は実質上、消極的な態度をとっていた陸軍省や海軍省の名を借りて、中国の「官（清朝政府）軍」・「革（命）軍」の双方に一様に武器を供与すべきであるとの提案を抑えようという意味を持っていた。一見、内田外務大臣の意見が優勢だったと見えたが、内務大臣の原敬は逆に、「今日の情勢は叛徒も官軍も如何なる状況となるや不明なれば、外交上の理論一辺にては到底我国の不利を免がれざるべし」⁽⁷⁴⁾と主張し、積極的な態度をとっていた参謀本部と共に、革命党陣営への武器供与を黙認するようにと日本政府の態度を動かした。

もちろん、内田良平・益田孝から、井上馨・原敬までの朝野のキーマンたちがこの時期において、革命軍への武器供与問題で態度を一致させた理由は、革命党への同情心や、中国での民主共和国樹立への共鳴などではなかった。たとえ一時的に情熱を込めた言葉で辛亥革命を礼賛したことのある内田良平にしても、まもなく態度を一変して、中国の革命運動は「畢竟一部外国遊学生等の洋籍を生呑活剥したるに過ぎず、一般国民に在りては、政事のために自家の産業を妨害せらるゝは、寧ろ其苦痛に耐えざるもの」⁽⁷⁵⁾と攻撃姿勢に転じ、日本は最も冷徹・酷烈な手段で中国で取られるあらゆる利益を取ろうと呼びかけた。その後の態度の推移を含めて観察すれば、内田良平にせよ、原敬にせよ、革命軍陣営への支援を推し進めたり、黙認したりする背後には、あくまで利害計算、つまり日本の「国益」に対するメリットとデメリットのバランス計算の算出結果が働いていると見ても差し支えないだろう。彼らから見れば、山県有朋や内田康哉のように革命党嫌いの感情を先に走らせて、清王朝一方だけに賭けるやり方は賢明ではない。特に清王朝と革命軍側の双方の実力が五分五分で、勝敗は予測し難い時においては、総額が少なくとも革命軍側にある程度の好意を示さなければならぬ。そうすれば、中国の情勢が今後どう変わっても、日本は常に有利な地位を占めることができ、主導権を握ることは保証されるだろう、という理屈である。政府外交と民間外交が究極の目的というところで一致性を持っていることは、この問題を通してもう一度証明されたのである。

(73) 明治44年12月2日内田外務大臣より伊集院公使宛、送第三三六号、外交資料館資料
5-3-2 102「清国革命軍ニ対スル本邦人ノ助勢一件」。本来は句読点なし。

(74) 原奎一郎編『原敬日記』3、福村出版株式会社、1981年、177頁。

(75) 内田良平『支那觀』35-36頁。

※

※

※

辛亥革命が発生してからまもなくの1911年10月24日、第二次西園寺内閣は内田康哉外務大臣の意見に基づいて、中国の政治状況及び日本の外交方針について決議をし、「満洲ニ関シテハ暫ラク現状ヲ維持シテ之カ侵害ヲ防キ傍ラ好機ニ際シテ漸次我利権ヲ増進スルコトヲ努メ」、「今後特ニ力ヲ支那本部ニ扶植スルニ努メ」、「支那本部ニ利害関係ヲ有スル諸国トノ間ニ調和ノ途ヲ講シ」の三方針を柱とした対中国政策を決定した⁽⁷⁶⁾。辛亥革命期における日本の政府外交は、基本的にはこの三方針に基づいて展開されていたと言えよう。しかし、西園寺内閣の欧米との協調を重視する対中国外交は、出兵などで積極的に中国の革命運動を干渉しようとした軍部首脳部の不満を買ってしまったと同時に、様々な政治的立場やそれぞれの動機から中国革命運動に関わっていた「民間人」たちの不満も引き起こした。「清国事件も実に千歳一遇の好機を逸するの感有之、現内閣の如き無力者の寄合にては到底大局を料理するに堪えず遺憾此事に存候。徒らに同盟国たる形骸のみを存する英國の後塵を拝する様にては自後の發展は思ひも寄らざるを得ざる儀に存候」⁽⁷⁷⁾という手紙の文面からも、田中義一など陸軍将校らの不満がはっきりと読み取れる。すなわち、西園寺内閣の対中国政策は、彼らから見ればあまりにも「軟弱」なものであり、そのために日本は中国で大陸政策のさらなる推進をつかむビッグ・チャンスを失いつつあるとのことである。同じく政府の対中国政策への不満を出発点とし、「民間人」の身分で中国の政治的動乱に関わった大陸浪人たちは、のちに自慢げに「顧るに東亜に於ける我が國の国策は、概ね民間の志士によつて打建てられ、それが実現についても、民間の志士が常に誘導乃至促進の任を果し來つたのである。廟堂の政治家が常に大事を取つて優柔不断に陥らんとするのを民間の志士が鼓舞鞭撻し、遂に為政者をして高遠なる國家の使命に向ひ邁進せざるを得ざらしめるまでに強い迫力を發揮するのを例とした。これは民間の志士が単なる口舌の雄でなくして、熱烈なる

(76) 明治44年10月24日閣議決定「満洲問題ノ解決ハ好機ノ到来スルヲ待チ目下ハ中國本部ヘノ勢力扶植ヲ努メタキ件」、『清国事変〔辛亥革命〕』日本外交文書別冊、127－128頁。

(77) 明治45年3月13日、田中義一より長岡宛の書簡、長岡外史文書研究会編『長岡外史関係文書 書簡・書類篇』吉川弘文館、平成元年、207頁。

愛國者であり、そして又國家の使命に対する深い信仰を持ってゐた結果である」⁽⁷⁸⁾と自画自賛し、いわゆる「高遠なる國家の使命」を達成するために「民間人」は如何に積極的、しかも欠かせない牽引役を担ってきたを、やや大げさながら論じた。大陸浪人の構成やそれぞれの活動を分析する時と同様に、辛亥革命期における日本の民間外交活動を考察する時も、一概に論ずることは避けたい。しかし、どうしても巨視的な視点で総括する必要があれば、宮崎滔天のように、中国革命党员と共同の政治的理念を持つか、あるいは中国革命を心から同情しているごく一部の民間人を除けば、ほとんどの日本人軍人や大陸浪人または「有名人」たる政治家・社会活動家らが展開していた「民間外交」活動は、結局のところ、大陸政策の強硬的、隠蔽的、そして欺瞞性の高い実践であり、近代中国における民族・民主主義革命運動にとっては、後ろ盾・助力というよりも、有害性が遙かに高い政治活動であるといえる。辛亥革命運動の準備期間において、こうした民間外交活動は少なくとも客観的にはある程度、革命運動の存続と展開に対して有益に働いた側面もあるといえる。しかし、武昌蜂起の勃発及び革命運動の展開について、当初予期した見返りへの期待感は「高揚→苛立ち→失望感への転換」というコースに沿って変化した結果、客観的なプラス効果も次第に失いながら、主觀的・客觀的の両面において、マイナス的な存在になりつつあったと言えよう。

(78) 『東亞先覺志士記伝』上巻、4－5頁。